

宮城県産業技術総合センターにおける研究データの保存に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県産業技術総合センターにおける研究活動の不正行為等防止に関する要綱第13条第4項に基づき、宮城県産業技術総合センター（以下「センター」という。）における研究データの保存及び開示に関し、必要な事項を定めることにより、適正な研究活動の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「研究データ」とは、センターに勤務している者のうち、研究活動に従事する者（以下「研究者」という。）が研究活動の成果として発表した論文等（以下「論文等」という。）の作成にあたって使用した次のものとする。

- (1) 資料（行政文書管理規則（平成11年宮城県規則第84号）第2条第1号に規定する行政文書、ラボノート、数値データ、画像等）
- (2) 試料（実験試料、標本等）

(管理責任等)

第3条 研究データの保存に係る取組みを行うため管理責任者を置き、所長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、研究データの保存に必要な環境整備を行うものとする。
- 3 部長は、研究データの適切な保存に必要な教育及び指導等を行うものとする。
- 4 研究者は、部長の指示に従い、研究データの適切な保存を行うものとする。
- 5 部長は、研究者の異動等に際して、当該研究者に係る研究データのうち、保存すべきと判断したものについて、追跡可能な体制をとるなど保存に必要な措置を講ずるものとする。
- 6 管理責任者は、部長の異動等に際しては、前項に準じた措置を講ずるものとする。

(研究データの保存期間)

第4条 研究データの保存期間は、次のとおりとする。なお、保存期間の始期は、研究終了年度の翌年度からとする。

- (1) 資料 10年間
 - (2) 試料 5年間
- 2 管理責任者及び部長は、研究データのうち、保存が困難なものについて、前項にかかわらず、その責任において合理的な範囲で保存期間を短縮することができるものとする。

(研究データの開示)

第6条 研究者は、センターにおける研究活動の不正行為等防止に関する要綱第10条第1項に定める予備調査委員会、第11条第1項に定める調査委員会又は第14条第4項に定める調査委員会に代わる者から研究データの開示を求められた場合は、開示に応じなければならない。但し、契約により研究データを開示できない場合にはこの限りではない。

(個人データ等)

第7条 個人データ等，その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては，それらの規制やガイドラインに従うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか，この要領の実施に関し必要な事項は，所長が別に定める。

附 則

この要領は，平成28年4月1日から施行する。